

論点に対する回答

省 庁 名	法務省
論 点	<p>以下の点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>第2回成長戦略ワーキング・グループ（10/20（火））において、本年5月15日に施行された会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和2年法務省令第37号）による、株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の適用対象の拡大について、施行日（令和2年5月15日）から起算して6か月を経過した日に効力を失うことへの対応を求めたところ。</p> <p>また、ワーキング・グループにおいては、現在のコロナ禍が当分続くことを前提に、来年3月や来年6月の株主総会にも本措置がシームレスに適用できるようにすべきという意見があり、貴省からは「検討をしていきたい」と回答いただいたところ。</p> <p>本件について、どのような対応方針か。</p>
【回 答】	<p>ウェブ開示によるみなし提供制度の拡大の措置については、第2回成長戦略ワーキング・グループにおいて、令和3年3月及び6月に開催される株主総会についても同様の措置がされる必要性があるとの御意見を承ったことなどを踏まえ、これらの株主総会についても、所要の手続を経た上で、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する一定の措置などを講ずる予定である。</p>